**「中央市“心”あるまちへ！活性化キャンペーン商品券」“心”チケット**

**取扱説明書**

１．利用期間　　　　令和３年９月１日（水）から令和４年１月３１日（月）

　　　　　　　　　　※取扱店舗にて商品券を使用できる期限

２．換金申請期限　　**令和４年２月９日（水）　期限厳守**

　　　　　　　　　　※取扱店舗が商工会へ換金請求できる期限

３．換金について

(1) 換金申請期間　　令和３年９月１日（水）から令和４年２月９日（水）

　　　　　　　　 　※２月９日以降は換金申請をお受けできません。

　(2) 換金申請窓口　　換金窓口を**商工会別館２F**に設けます。

　　　　　　　　　 　※商工会が直接使用済商品券の換金手続きを行います。

　(3) 換金方法　　　　**指定口座へ振込**

　　　　　　　　　 　ア 回収した使用済商品券は、裏面に取扱店名を記入又は押印し、「換金請求書」に記入のうえ、商工会の換金窓口に持参してください。

　　　　　　　　　　　※商品券は、ある程度まとめて持参してください。

　　　　　　　　　　　※換金請求書は換金窓口、中央市商工会及び市のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

　　　　　　　　　　 イ 商工会で確認後、取扱店が申請時に登録した口座に振込ます。

(4) 換金請求日　 　毎週金曜日締め翌週水曜日振込とします。

(受付日)　　　 最終受付は２月９日（水）とします。

　(5)換金手数料　　　無料

４．取り扱い上の注意事項

　(1) この商品券は、偽造防止（ホログラム処理）されています。

　(2) この商品券は、現金とは引き換えはできません。

　(3) この商品券の額面は、共通券　　　　３，０００円（１，０００円×　３枚）

中小店専用券　７，０００円（　 ５００円×１４枚）です。

　(4) 商品券額面額に満たない場合でも、つり銭はでません。

　(5) この商品券の、紛失・盗難に対し、市はその責任を負いません。

５. 取扱店舗での対応について

　(1)消費者から商品券を受領いたしましたら、速やかに商品券裏側の「取扱店名」欄に「事業所スタンプ」又は「領収印等」を押してください。取扱店の印が押印していない場合、換金できない場合があります。

■商品券裏面（イメージ）

|  |
| --- |
| **『中央市“心”あるまちへ！活性化キャンペーン商品券』ご利用上の注意**  ●本券の有効期限は、令和４年１月31日（月）までとなり、有効期限を過ぎたものは無効となります。  取扱店名.  取扱店の換金申請期限は、令和4年2月9日（水）までです。  取扱店は換金の際、必ず本欄に店名をご記入ください。  ●本券は、中央市“心”チケットの取扱店でご利用になれます。  ●本券は、ビール券、プリペイドカード、切手など換金性の高いものの購入及び電子マネーへの入金、  国・地方公共団体への支払いや公共料金（電話料、電気料等）の支払い、仕入れ及び経費などの支払い  にはご利用になれません。  ●本券は現金への両替はできません。  ●本券の払戻しはできません。  ●本券の額面に満たないご利用の際、  お釣りのお支払いはできません。  ●本券の紛失、損失、破損等に対しては、  発行者はその責任を負いかねますので、保管には十分注意してください。  ●発行者：山梨県中央市  　　　　　山梨県中央市臼井阿原３０１番地１　電話055-274-8561（中央市役所産業課） |

≪ 商品券の流れ ≫

消費者

①買い物をする

・共通券　　　　３，０００円

・中小店専用券　７，０００円

③「換金請求書」に必要事項を記入し、使用済商品券を封筒に入れ持参

②受け取った

商品券の裏面に

取扱店印等を押印

商工会換金窓口

商工会館別館２F

**取扱店舗**

④使用済商品券集計・確認

　振込依頼作業

取扱金融機関

⑤特定事業者（取扱店）へ振込み

　※毎月3回

取扱店